

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月5日

鳥取県立中央病院長 千 酌 浩 樹

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

根本杏林堂造影剤注入装置保守点検業務 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額とすること。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更正手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、以下のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 機械等（建物等以外保守点検）の計測・分析機器保守点検

イ 機械等（建物等以外保守点検）の機械（建物等以外）保守点検

(5) 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に、同種業務を請け負った実績のある者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営戦略課物流企画・管理担当

電話 0857-26-2271（内線2775）

電子メール chuoubyouin@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

令和8年3月5日（木）から同年3月12日（木）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ

(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接

交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年3月5日（木）から同年3月12日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）郵便等による入札

不可とする。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月18日（水）午後3時30分

イ 場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 7階第1会議室

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す参加表明書その他必要な書類を、4の（1）の場所に令和8年3月12日（木）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は、免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第112条第4項の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

（2）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（3）契約書作成の要否

要

（4）落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とすることがある。

（5）手続における交渉の有無

無

（6）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が

否決されたときは、落札決定（契約の相手方の決定）を行わないものとする。